

島根地域の緊急時対応作成にあたっての確認・調整事項について

項目案	確認・調整事項
1. はじめに 2. 島根地域の概要 3. 緊急事態対応体制	■基礎データの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・人口分布等 ・PAZ内の昼間流入出人口 ・住民への情報伝達手段 ・観光客一時滞在者への情報伝達体制 ・各機関の住民相談窓口対応
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	■初動対応体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・市町災害対策本部、一時集合場所等の配備体制 ■情報伝達体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ内における住民への災害時の情報伝達手段 ■施設敷地緊急事態要避難者の対応の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等の児童数、生徒数の確認と保護者引渡しや避難の方針 ・医療機関、社会福祉施設の避難計画、避難先等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入所者数、職員数等の確認 ➢ 避難先の調整 ・在宅の施設敷地緊急事態要避難者、支援者の確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難先の調整 ■施設敷地緊急事態における輸送能力 <ul style="list-style-type: none"> ・必要車両数と確保状況の確認 ■避難の実施により健康リスクが高まる者に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ・収容先の確保状況 ■道路通行不能時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害（地震・降雪等）からの道路啓開 ■複合災害時における対応
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	■PAZ内4地区からの避難経路の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・主要交差点等の交通誘導等の交通対策の検討状況 ・避難経路・避難手段の確認 ・住民への避難手順や避難経路等の啓発状況 ■PAZ内の観光客等一時滞在者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・事態毎の対応、観光客数の把握 ■PAZ内の民間企業への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・企業数と従業員数の把握 ■全面緊急事態における輸送能力 <ul style="list-style-type: none"> ・必要車両数と確保状況の確認 ■自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保 <ul style="list-style-type: none"> ・確保にあたっての考え方の確認

<p>6. UPZ 内における対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■情報伝達体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の住民への情報伝達手段 ■UPZ内の観光客等一時滞在者への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・事態毎の対応、観光客数の把握 ■UPZ内住民の一時移転 <ul style="list-style-type: none"> ・避難先のマッチング ・避難ルートの確認 ■避難行動要避難者等の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等の児童数、生徒数の確認と避難の方針 ・医療機関、社会福祉施設の避難先調整等の確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入所者数、職員等の確認 ➢ 避難先のマッチングや受入れ先確保のための調整方法の確認 ・在宅の避難行動要支援者の防護措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要支援者数、支援者数等の確認 ➢ 避難先確保のための調整方法の確認 ■地区毎の主な避難経路等の確認 ■複合災害時における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避が困難となった場合への対応 ■一時移転時における輸送能力の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・バス・福祉車両の必要台数と確保策 ■他の地方公共団体からの応援計画
<p>7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■放射線防護資機材の備蓄・供給体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・PAZ、UPZの備蓄状況（備蓄拠点等） ・緊急時の供給方法 ■生活物資等の備蓄・供給体制 <ul style="list-style-type: none"> ・生活物資等の行政備蓄数 ・物資供給等に係る協定締結状況 ・緊急時の供給方法（備蓄拠点等）
<p>8. 緊急時モニタリングの実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急時モニタリングの実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリング機器 ・緊急時モニタリングの実施計画・動員計画 ・モニタリングポストと避難実施単位の紐付け
<p>9. 原子力災害時の医療の実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■安定ヨウ素剤の備蓄、配布状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・PAZの配布状況 ・UPZの備蓄状況と緊急配布体制 ■避難退域時検査場所、体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・避難退域時検査場所の運営体制・活動フロー ■原子力災害医療体制の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院・協力機関
<p>10. 国の実動組織の支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■島根地域周辺の主な実動組織の所在状況 ■自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

平成 30 年度島根県原子力防災訓練の結果について

1. 実施日時等

訓練日	訓練項目
10 月 26 日 (金)	自治体等の初動対応訓練等 〔訓練場所〕 県庁、各市役所ほか
10 月 30 日 (火)	住民による避難訓練等 〔実施地区〕 松江市 竹矢、忌部地区 出雲市 伊野、東、佐香、檜山、灘分地区 安来市 市内全域 (募集) 雲南市 木次地区 (新市)

2. 参加団体・参加者数

146 機関 約 3,030 名

国、2 県 6 市、自衛隊、海上保安本部、各警察本部、各消防本部、
地域住民、学校、病院、社会福祉施設、バス協会、避難先自治体ほか

	参加機関数	参加者数
26 日 (23 日実施分含む)	143 機関 (参加機関のうち 4 機関は、鳥取 県訓練にも参加)	約 2,470 名 (うち、住民参加者数 84 名を含む)
30 日	19 機関 (参加機関のうち 1 機関は、鳥取 県訓練にも参加)	約 560 名 (うち、住民参加者数 261 名を含む)
26 日、30 日 (23 日実施分含む) 計	146 機関 (参加機関のうち 4 機関は、鳥取 県訓練にも参加)	約 3,030 名

30 日参加住民人数内訳：

松江市 125 名、出雲市 78 名、安来市 29 名、雲南市 29 名

3. 重点項目

- (1) 県外自治体への住民避難
- (2) 複合災害への対応
 - ① 複合災害時の住民の防護措置に係る対応手順等の確認
 - ② 自然災害の影響により、避難経路や避難退域時検査候補地が使えない想定の下、別の経路や候補地以外の会場を使って避難を実施

平成 30 年度 島根県原子力防災訓練における各訓練項目

10月26日（金）

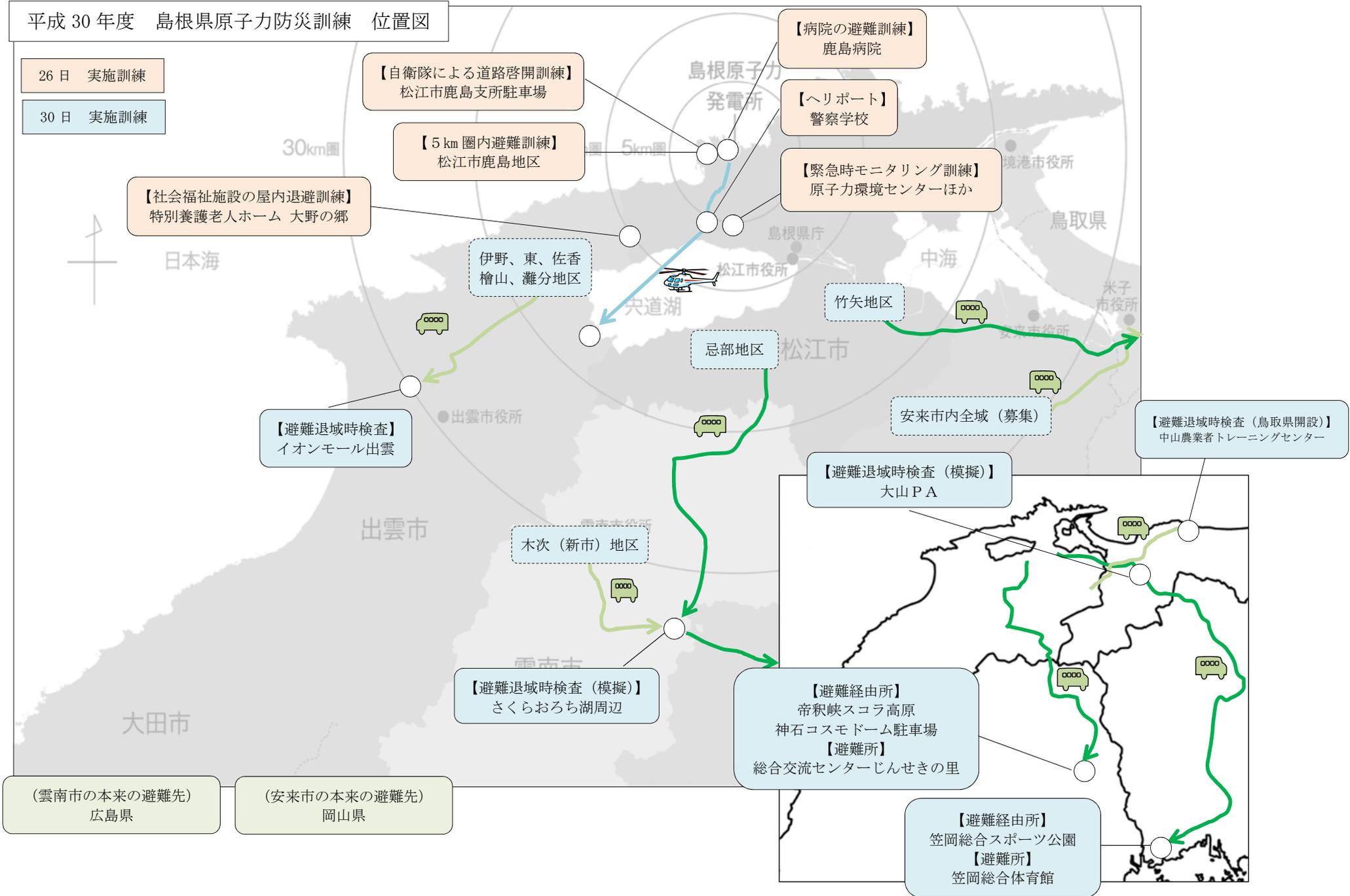
8:30	初動対応訓練 〔県庁、市役所ほか〕 ・発電所からの通報受信 ・関係機関への連絡 ・オフサイトセンター活動 ・ 新 複合災害時の対応手順確認	学校等避難訓練〔4市内〕 県立学校へ指示 等	緊急時モニタリング訓練
9:00		5 km 圏内避難訓練〔松江市〕 ・避難指示等 ・安定ヨウ素剤配布説明 ・住民一時集結所集合、避難 ・ 新 自衛隊による道路啓開	
10:00			
11:30			
12:00	要支援者避難訓練〔松江市〕		
13:00	医療機関（鹿島病院）		
14:00	社会福祉施設（大野の郷）		
	【防災ヘリ】		
	【放射線防護設備稼働等】		

10月30日（火）

8:30	避難情報伝達訓練〔6市内全域〕 緊急速報（エリア）メール等（8時半）により避難情報送信			
9:00	住民避難訓練等 住民集合・出発		国、県、市TV会議 （一時移転に関する協議等）	
	〔松江市〕 竹矢・忌部	〔雲南市〕 木次(新市)	〔安来市〕 市全域	〔出雲市〕 伊野・東・佐香・檜山・灘分
10:00	大山 PA (模擬検査)	さくらおろち湖 (模擬検査)	避難退域時検査 (中山農業者トレーニングセンター)	避難退域時検査 新 候補地以外の場所で検査を運営 (イオンモール出雲)
11:00	原子力防災学習会			
12:00	新 県外への住民避難訓練 県外避難先自治体 【避難経由所・避難所開設】 竹矢→岡山県笠岡市 忌部→広島県神石高原町			
13:00				
14:00				

平成 30 年度 島根県原子力防災訓練 位置図

26 日 実施訓練
30 日 実施訓練



平成 30 年度島根県原子力防災訓練総括（案）

1. 平成 30 年度訓練の重点項目

(1) 県外自治体への住民避難訓練

(概要)

松江市の住民が岡山県、広島県へ広域避難訓練を行った。

また、避難先において、受入自治体の協力のもと、避難経由所・避難所運営訓練を行った。

(成果)

初めての県境を越える住民避難訓練を、概ね順調に実施できた。

参加住民に、避難の流れ、避難経路、避難先の状況及び原子力災害が発生した場合にとるべき行動等について理解を深めていただいた。

また、避難元、受入自治体相互で受入手順等について確認するとともに、受入自治体に避難経由所・避難所運営についての理解を深めていただくことができた。

(課題)

避難先の受入体制整備については、引き続き、県外を含めた広域避難訓練を実施するなど、岡山県及び広島県とも連携し、受入先の理解促進に取り組む。

また、長距離避難へも適切な対応が取れるよう、支援体制について、広域避難訓練の準備などの機会を通じて、国等とも連携を図りながら対応を検討する必要がある。

(2) 複合災害を想定した訓練

(概要)

島根県東部において震度 6 強の地震発生後、発電所で事故が発生し、原子力災害に発展した想定のもと、災害対策本部を設置し、複合災害時における関係機関と連携した住民の防護措置に係る対応手順等の確認を行った。

また、地震の影響により、避難経路が使えない事態への対応として、自衛隊による道路啓開訓練を行った。

(成果)

初めて原子力災害と自然災害の複合災害を想定した訓練を実施し、地震の影響により別の避難経路を選定する手順など、複合災害時における災害対策本部活動の確認ができた。国の現地対策本部と 2 県 6 市の災害対策本部をテレビ会議で結んだ原子力災害合同対策協議会全体会議においても、地震の影響を考慮した住民避難についての検討を行った。

また、検査候補地以外の代替としてイオンモール出雲に会場を開設し、予定外の会場を活用する際の手順等が確認できた。

(課題)

自然災害の状況に応じて避難先や避難経路を調整するなど、引き続き、複合災害の要素を取り入れた訓練を実施し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

また、各種マニュアル類について、複合災害にも対応できるものとなっているか確認する必要がある。

2. 平成 30 年度訓練のその他項目

(1) 初動対応訓練（緊急時通信連絡訓練）【島根県原子力安全対策課】

（概要）

原子力発電所で事故が発生した場面から全面緊急事態までの場面における防災関係機関間の対応手順の確認及び通信連絡訓練を実施した。（10月26日）

（成果・課題）

複合災害時における国及び自治体等関係機関が連携した初動対応手順について、通信連絡を通じて確認できたほか、災害対策本部において事態の進展に応じた活動を行った。

訓練結果を踏まえて、国・県が相互に協力し作成することとされる防護措置の実施方針（案）の作成手順の明記など原子力安全対策課の初動対応等に係るマニュアルの修正を行う必要がある。

(2) オフサイトセンター運営訓練【島根県原子力安全対策課】

（概要）

原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）において、国・自治体の参集要員によって構成される現地事故対策連絡会議機能班を設置し、その運営訓練を実施した。（10月26日）

（成果・課題）

原子力緊急事態等現地対応マニュアル（島根地域版）に基づく機能班の活動内容や、防護措置の実施方針（案）の作成手順等について、関係者間で確認することができた。

訓練結果を踏まえて、マニュアルの見直しや要員の適正な配置について検討する必要がある。

また、オフサイトセンター固有の機器操作や事務処理手順について、事前に研修等を実施しながら、要員の習熟を図っていく必要がある。

(3) 緊急時モニタリング訓練【島根県原子力安全対策課原子力環境センター】

（概要）

初動対応訓練に並行する形で、県庁からの連絡に基づく要員参集といった初動部分の訓練、加えて屋外での実動訓練といった、おおむね2つの訓練を組み合わせて緊急時モニタリング訓練を実施した。（10月26日）

（成果・課題）

要員参集からモニタリング本部立ち上げ、モニタリング実動に至る一連の活動については、訓練において緊急時モニタリング実施計画の手順を継続的に確認してきた成果から、大きな混乱はなく、要員の習熟度向上が確認できた。

国が活動の主体であるEMC企画調整部門について、今年8月に国主催で緊急時モニタリング研修が3年ぶりに実施されたが、県モニタリング要員の顔ぶれが変わり、手順確認に時間を要することがあった。EMCの緊急時モニタリング研修が島根地域でも毎年実施されるよう働きかけるとともに、習熟度が上

がった際にはモニタリング訓練との連動を図る必要がある。

(4) 緊急速報（エリア）メール等による広報訓練【島根県原子力安全対策課】

（概要）

原子力災害時における避難指示等を住民に迅速かつ正確に伝達することを目的として、携帯電話会社が運営する緊急速報（エリア）メールサービス等の手段を活用した広報訓練を実施した。（10月30日）

（成果・課題）

アンケート結果から、緊急速報（エリア）メールについては、81.4パーセントの方が受信しており、広報手段として有効であることが改めて確認できた。

また、受信できなかった場合でも、しまね防災メールや屋外スピーカー等の他の手段により情報を入手しているほか、普段はテレビ等携帯電話以外の媒体により情報を入手していることが確認できた。

一方、何かからも情報を受け取っていない方への情報伝達について、9割以上の方がテレビから情報を入手するという回答結果だったことから、広報におけるテレビの活用について、検討する必要がある。

外国人観光客を含む外国人への情報伝達について、県ホームページトップバナーの拡充、SNSを活用した広告掲載等を新たに実施した。引き続き有効な方策等について検討する必要がある。

(5) 病院の避難措置等訓練【島根県医療政策課】

（概要）

鹿島病院において入院患者の避難先調整訓練、入院患者の屋内退避訓練、加えて松江市消防本部及び県防災航空隊による転院のための搬送訓練を実施した。（10月26日）

（成果・課題）

災害時における院内対策本部の各班の役割の確認、院内及び県との情報伝達、発電所の事故の進展状況に応じた患者の避難誘導、さらに転院のための患者のトリアージ、受入れ先候補の病院との転院調整などを実施した。

鹿島病院での訓練が2年ぶりであったが、初めて参加する職員もおおり、原子力災害時にどういった役割を担うかについて職員への浸透を図ることができた。

今後もより多くの職員が参加できるように内容等を工夫しながら継続的に訓練を重ねて練度を高める必要がある。

また、転院のための搬送訓練では、実動組織を含めた関係者間の連絡体制や搬送要請手順等について、訓練の機会を使って再確認を行う必要がある。

(6) 社会福祉施設の避難措置等訓練【島根県健康福祉総務課】

（概要）

特別養護老人ホーム大野の郷において、放射線防護対策設備を活用し、屋内退避時の訓練を行うとともに、県内社会福祉施設に対する通信連絡訓練を実施した。（10月26日）

(成果・課題)

大野の郷においては、放射線防護対策設備を使った総合的な実動訓練は初めてであったが、予定した時間内に防護区画の形成が完了し、職員の原子力災害時における役割を理解することができた。

引き続き、訓練を繰り返し実施し、原子力防災の知識への理解を深め、実効性を高めることが必要である。

(7) 学校の避難措置等訓練【島根県教育庁総務課】

(概要)

県教育委員会と各県立学校及び関係4市教育委員会との間で情報伝達訓練を実施した。(10月26日)

(成果)

概ね想定した時間内に各学校及び関係4市教育委員会から対応状況の報告を受けることができ、毎年、繰り返し訓練を実施している効果が見られた。

現場においては教職員の人事異動もあるなか、今回のような訓練が対応手順を再確認するよい機会となっており、引き続き実施していく。

(8) 松江市原子力防災訓練

(概要)

10月26日には、大規模な地震の発生と原子力発電所事故の発生との複合災害を想定し、市の対応方針を検討する災害対策本部設置運営訓練や、PAZの鹿島町御津・片句地区及び島根町大芦地区において、一時集結所への参集、模擬安定ヨウ素剤の配布、避難所に見立てた鹿島文化ホールへの模擬避難訓練を実施した。

また、PAZの訓練では、松江市消防団と島根県警察本部との協力による在宅の避難行動要支援者の搬送訓練を実施した。このほか、学校、公民館等の関係機関への情報伝達訓練を実施した。

30日には、発電所事故が進展し竹矢地区及び忌部地区に一時移転指示が出たとの想定のもと、両地区の住民(忌部小学校児童含む)の参加により、岡山県笠岡市及び広島県神石高原町にそれぞれ設置する避難経路所、避難所を開設し広域避難訓練を行うとともに、緊急速報(エリア)メールや全市一斉の屋外スピーカーによる広報活動訓練など実施した。

避難先では、笠岡市、神石高原町職員により避難者受け入れマニュアル(案)に基づく避難経路所、避難所での受け入れ手順の確認訓練が実施された。

(成果・課題)

26日の災害対策本部設置運営訓練では、会議シナリオを提示せず実施したが、不測の事態へ優先的に対応できるよう、災害対応の状況を整理し、漏れを防止するためのチェックシート等の仕組みが必要であることを確認した。

PAZの訓練では、阪神淡路大震災や東日本大震災の経験を持つ岩手大学教授を迎えて複合災害について講演会を行い、参加住民からは「分かりやすい内容でよかった」、「勉強になった」などのご感想を数多くいただき、住民の意識向上等につながったものとする。

30日の避難訓練では、笠岡市、神石高原町職員による避難経路所、避難所の運営について、受入手順の習熟度向上及び避難者受け入れマニュアル（案）の実効性について確認することができた。

一方、参加者が体調不良になったことへの対応や、バスの避難ルート誤りにより到着時間が遅れたが、トラブルが起きた際の対応等が課題であることを確認した。また、県外への避難訓練ということもあり、避難経路に不安を持たれた方もおられたので、日頃から避難元と避難先との交流を行い、避難先への理解を深めていくことが大切だということを確認した。

(9) 出雲市原子力防災訓練

(概要)

10月26日に関係機関等との情報伝達訓練、災害対策本部運営訓練を実施するとともに、出雲市消防本部において、救急車の養生訓練や救急搬送要員の放射線防護装備の着脱訓練を実施した。

30日に緊急速報（エリア）メールや防災行政無線（屋外スピーカー）、音声告知放送等を用いた広報活動訓練、平田地域の5地区参加による住民避難訓練を実施した。

(成果・課題)

26日の初動対応訓練では、複合災害時における災害体制や災害対策本部運営の手順を確認することができた。また、今年度は観光施設等への情報伝達訓練を実施し、手順を確認できた。

30日の住民避難訓練では、避難指示が出てから避難退域時検査までを実際に体験してもらうことで避難の流れについて住民理解が進んだと考える。

ただ、今回初めて訓練に携わる職員も多かったことから、よりスムーズな現場対応や住民への啓発を図るため、原子力防災に関する事前レクチャーや研修を行い、習熟度を高める必要があると感じた。

また、30日の学習会をイオンモール出雲で実施したが、音響不備により聞き取りにくい、スペースが狭くメモが取りづらいといった反省点があった。

(10) 安来市原子力防災訓練

(概要)

10月26日に関係機関等と情報伝達訓練通信訓練、29日に災害対策本部会議運営訓練を実施した。

30日に緊急速報（エリア）メールや行政告知端末を用いた周知訓練、一時集結所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を行うとともに、住民避難訓練を実施した。

(成果・課題)

今年度は初めて避難訓練参加者を市内全域からの公募とし、UPZ外の住民への周知啓発を行えた。一方で、予定人員に満たなかったこともあり、次年度以降の募集のかけ方は検討する必要があると考えている。

今年度は、鳥取県の避難退域時検査会場での受検であったが、住民からは実際に検査を体験でき、検査の所要時間など初めて理解ができた内容があり、参

加してよかったとの意見をいただいた。一方で自家用車避難も含め渋滞を懸念する声もあった。

次年度においては県と連携し広域避難先への実際の避難訓練実施を検討していきたい。

(11) 雲南市原子力防災訓練

(概要)

10月26日に大地震を起因とした職員参集訓練、初動対応訓練（通信連絡訓練）原子力災害対策運営訓練及び学校等の避難措置等訓練を実施した。

30日に緊急速報（エリア）メール、音声告知放送及び広報車等を活用した避難情報伝達訓練、一時集結所において安定ヨウ素剤の緊急配布訓練を行うとともに、木次町新市地区の住民の参加により、住民避難訓練を行った。

(成果・課題)

安定ヨウ素剤の配布手順については、発災時においてよりスムーズな対応がとれるようマニュアルの整備など検討の余地があった。

さくらおろち湖において、避難退域時検査模擬の見学や学習会を実施したが、参加者数に対して会場が狭かったということもあり、次年度以降のやり方については、実際に想定した訓練内容での実施を検討する必要があると考えている。